

農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準の一部改正について

(平成 28 年 1 月 20 日付け 27 食産第 4824 号、27 生産第 2396 号、27 政統第 493 号農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知) 一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p data-bbox="277 240 904 272"><u>農産物等</u>輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について</p> <p data-bbox="62 320 1120 544"><u>農産物等</u>輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準については、次のとおりとする。ただし、<u>農産物等輸出拡大施設整備事業実施要綱</u>（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生産第 2393 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 3 の 2 ただし書に基づき緊急に実施する事業については、要綱別表 1 の I 及び別表 1 の II のメニュー欄に定める事業とは別に配分額を決定するものとし、その配分基準は、農林水産省<u>大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）</u> 及び農林水産省<u>農産局長</u>（以下「<u>農産局長等</u>」という。）が別に定めるところによるものとする。</p> <p data-bbox="62 592 383 624">第 1 都道府県配分額の算定</p> <p data-bbox="129 632 1120 695"><u>農産局長等</u>は、予算を配分するに当たり、本交付金の事業要望の把握に努め、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。</p> <p data-bbox="91 711 573 775">1 （略） 2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分</p> <p data-bbox="107 783 1120 1007">(1) 予算額から 1 に要する額を減じた額の範囲内で、事業実施計画について、別表 1－1 から <u>5</u> までにに基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順（同ポイントの場合は、事業実施計画に都道府県が付与した優先順位の高い順（都道府県が付与した優先順位が同一の場合は、<u>継続要望額を含めた総要望額</u>の小さい順）に新規要望額（都道府県計画の 1 の負担区分の交付金として記載した額をいう。）に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分するものとする。</p> <p data-bbox="107 1023 909 1054">(2) 事業実施計画 1 つ当たりの上限要望額は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p data-bbox="136 1062 226 1094"><u>（削る）</u></p> <p data-bbox="129 1102 226 1134"><u>ア</u> （略）</p> <p data-bbox="129 1142 1120 1206"><u>イ</u> アに掲げる取組以外の要綱第 2 の 1 に定める政策目的に係るものについては、1 年度当たり 20 億円</p> <p data-bbox="107 1214 226 1246">(3) （略）</p> <p data-bbox="107 1254 1120 1318">(4) 各都道府県のポイントの一番高い事業実施計画に配分する際に、都道府県計画の 3 の<u>事業費</u>の内訳の都道府県附帯事務費の交付金の額を当該都道府県に配分するものとする。</p> <p data-bbox="107 1326 1120 1390">(5) 都道府県は、配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。</p> <p data-bbox="129 1406 1120 1509">ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等（北海道にあっては<u>農産局長等</u>、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）が認める場合は、この限りではない。</p>	<p data-bbox="1352 240 1980 272"><u>農畜産物</u>輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について</p> <p data-bbox="1144 320 2197 544"><u>農畜産物</u>輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準については、次のとおりとする。ただし、<u>農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱</u>（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生産第 2393 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 3 の 2 ただし書に基づき緊急に実施する事業については、要綱別表 1 の I 及び別表 1 の II のメニュー欄に定める事業とは別に配分額を決定するものとし、その配分基準は、農林水産省<u>食料産業局長</u>、農林水産省<u>生産局長</u>及び農林水産省<u>政策統括官</u>（以下「<u>生産局長等</u>」という。）が別に定めるところによるものとする。</p> <p data-bbox="1144 592 1464 624">第 1 都道府県配分額の算定</p> <p data-bbox="1211 632 2197 695"><u>生産局長等</u>は、予算を配分するに当たり、本交付金の事業要望の把握に努め、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。</p> <p data-bbox="1173 711 1655 775">1 （略） 2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分</p> <p data-bbox="1189 783 2197 1007">(1) 予算額から 1 に要する額を減じた額の範囲内で、事業実施計画について、別表 1－1 から <u>4</u> までにに基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順（同ポイントの場合は、事業実施計画に都道府県が付与した優先順位の高い順（都道府県が付与した優先順位が同一の場合は、<u>要望額</u>の小さい順）に新規要望額（都道府県計画の 1 の負担区分の交付金として記載した額をいう。）に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分するものとする。</p> <p data-bbox="1189 1023 1995 1054">(2) 事業実施計画 1 つ当たりの上限要望額は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1218 1062 1895 1094"><u>ア 産地食肉センターの取組にあっては、1 年度当たり 25 億円</u></p> <p data-bbox="1211 1102 1308 1134"><u>イ</u> （略）</p> <p data-bbox="1211 1142 2197 1206"><u>ウ ア及びイ</u>に掲げる取組以外の要綱第 2 の 1 に定める政策目的に係るものについては、1 年度当たり 20 億円</p> <p data-bbox="1189 1214 1308 1246">(3) （略）</p> <p data-bbox="1189 1254 2197 1318">(4) 各都道府県のポイントの一番高い事業実施計画に配分する際に、都道府県計画の 3 の内訳の都道府県附帯事務費の交付金の額を当該都道府県に配分するものとする。</p> <p data-bbox="1189 1326 2197 1390">(5) 都道府県は、配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。</p> <p data-bbox="1211 1406 2197 1509">ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等（北海道にあっては<u>生産局長等</u>、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）が認める場合は、この限りではない。</p>

第2～第4 (略)

第2～第4 (略)

附 則

この通知は、令和3年12月24日から施行する。

改正後												
別表1-1 (農産物)の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備												
メニューごとに整備する産地基幹施設は、次のとおりとし、類別欄に定める番号ごとに達成すべき成果目標基準、ポイント等は、1-2のとおりとする。												
メニュー	産地基幹施設	類別										
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
土地利用型作物（ 稲、麦（大麦、 <u>は</u> <u>だか</u> 麦及び小麦を いう。以下同じ。 ）及び豆類（大豆 、雑豆及び落花生 をいう。以下同じ 。）をいう。）（稲 ）	(略)	(略)	(略)									
	農産物処理加工施設	1	2	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>						
	集出荷貯蔵施設	1	2	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>						
(略)	(略)	(略)	(略)									
畑作物・地域特産 物（いも類）	(略)	(略)	(略)									
	集出荷貯蔵施設	1	2	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>7</u>						
	(略)	(略)	(略)									
(略)	(略)	(略)	(略)									
畑作物・地域特産 物（茶）	農産物処理加工施設	1	2	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>6</u>						
	集出荷貯蔵施設	1	2	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>6</u>						
	産地管理施設	1	2	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>6</u>						
	(略)	(略)	(略)									
(略)	(略)	(略)	(略)									

(削る)

現 行												
別表1-1 (農畜産物)の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備												
メニューごとに整備する産地基幹施設は、次のとおりとし、類別欄に定める番号ごとに達成すべき成果目標基準、ポイント等は、1-2のとおりとする。												
メニュー	産地基幹施設	類別										
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
土地利用型作物（ 稲、麦（大麦、 <u>裸</u> 麦及び小麦をいう 。以下同じ。）及 び豆類（大豆、雑 豆及び落花生をい う。以下同じ。）を いう。）（稲）	(略)	(略)	(略)									
	農産物処理加工施設	1	2	<u>17</u>	<u>18</u>	<u>19</u>						
	集出荷貯蔵施設	1	2	<u>17</u>	<u>18</u>	<u>19</u>						
(略)	(略)	(略)	(略)									
畑作物・地域特産 物（いも類）	(略)	(略)	(略)									
	集出荷貯蔵施設	1	2	<u>17</u>	<u>18</u>	<u>21</u>						
	(略)	(略)	(略)									
(略)	(略)	(略)	(略)									
畑作物・地域特産 物（茶）	農産物処理加工施設	1	2	<u>17</u>	<u>18</u>	<u>20</u>						
	集出荷貯蔵施設	1	2	<u>17</u>	<u>18</u>	<u>20</u>						
	産地管理施設	1	2	<u>17</u>	<u>18</u>	<u>20</u>						
	(略)	(略)	(略)									
(略)	(略)	(略)	(略)									

果樹	(略)	(略)	(略)																	
	集出荷貯蔵施設	1	2	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>7</u>														
	(略)	(略)	(略)																	
野菜	(略)	(略)	(略)																	
	集出荷貯蔵施設	1	2	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>7</u>														
	(略)	(略)	(略)																	
花き	(略)	(略)	(略)																	
	集出荷貯蔵施設	1	2	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>8</u>														
	(略)	(略)	(略)																	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>																	
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>														
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>														
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>													
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>														

別表1-2-① (農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備)

農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備については、耕種作物(土地利用作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き)は類別1又は2から1つの成果目標を立てるものとする。

なお、目標年度までの輸出向け出荷累計額が概ね国費の投入額に見合う水準となるもの又は輸出向け出荷額若しくは輸出向け出荷量が施設の取扱額若しくは取扱量の概ね1割以上のものに限るも

果樹	(略)	(略)	(略)																	
	集出荷貯蔵施設	1	2	<u>17</u>	<u>18</u>	<u>21</u>														
	(略)	(略)	(略)																	
野菜	(略)	(略)	(略)																	
	集出荷貯蔵施設	1	2	<u>17</u>	<u>18</u>	<u>21</u>														
	(略)	(略)	(略)																	
花き	(略)	(略)	(略)																	
	集出荷貯蔵施設	1	2	<u>17</u>	<u>18</u>	<u>22</u>														
	(略)	(略)	(略)																	
畜産物	畜産物加工施設	<u>3</u>	<u>4</u>																	
	産地食肉センター	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>														
	食鳥処理施設	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>10</u>														
	鶏卵処理施設	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>11</u>	<u>12</u>	<u>13</u>	<u>14</u>													
	乳業施設	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>15</u>	<u>16</u>															

別表1-2-① (農畜産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備)

農畜産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備については、

①耕種作物(土地利用作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き)は類別1又は2から1つ

②畜産物は類別3又は4から1つを必須とし、類別5から16までの中から1つ、合計2つ

の成果目標を立てるものとする。

(新設)

のとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
耕種作物品目共通 ※本成果目標中において、 ①「HACCP等認定」とは、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づく高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定又は国際基準に整合している認証をいい、 ②「ハラール認証」とは、イスラム諸国への輸出の際に要求されるハラール認定マークが表示された食品を製造する施設として、ハラール認証を行う機関が行う認証をいう。	1	①（略） ・上記に加え、以下の②から⑫までを選択できるものとする。 ただし、ポイントの合計は25ポイントを上限とする。 ②～⑥（略） <u>（削る）</u> ⑦～⑫（略）	・以下の①から⑫までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直近5年間に <u>農産物</u> に関する輸出実績があること。・・・5ポイント ②～⑫（略）
	2	①（略） ②～⑥（略） <u>（削る）</u> ⑦～⑫（略）	・以下の①から⑫までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直近5年間に <u>農産物</u> に関する輸出実績があること。・・・5ポイント ②～⑫（略）
<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
耕種作物品目共通 ※本成果目標中において、 ①「HACCP等認定」とは、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づく高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定又は国際基準に整合している認証をいい、 ②「ハラール認証」とは、イスラム諸国への輸出の際に要求されるハラール認定マークが表示された食品を製造する施設として、ハラール認証を行う機関が行う認証をいう。	1	①（略） ・上記に加え、以下の②から⑫までを選択できるものとする。 ただし、ポイントの合計は20ポイントを上限とする。 ②～⑥（略） <u>※上記のポイントに加え、下記のポイントを加算（ただし、ポイントの合計は25ポイントを上限とする。）</u> ⑦～⑫（略）	・以下の①から⑫までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直近5年間に <u>農畜産物</u> に関する輸出実績があること。・・・5ポイント ②～⑫（略）
	2	①（略） ②～⑥（略） <u>※上記のポイントに加え、下記のポイントを加算（ただし、ポイントの合計は25ポイントを上限とする。）</u> ⑦～⑫（略）	・以下の①から⑫までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直近5年間に <u>農畜産物</u> に関する輸出実績があること。・・・5ポイント ②～⑫（略）
畜産物品目共通	3	<u>①畜産物で既に輸出実績がある場合は、輸 出向け出荷量2トン以上で、かつ、輸 出向け出荷量又は出荷額の増加割合</u>	・以下の①から⑧までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員または委任管理

						<p>30%以上増・・・・・・ 5ポイント</p> <p>25%以上増・・・・・・ 4ポイント</p> <p>20%以上増・・・・・・ 3ポイント</p> <p>15%以上増・・・・・・ 2ポイント</p> <p>10%以上増・・・・・・ 1ポイント</p> <p>—</p> <p>ただし、既に輸出向け出荷量が100トン以上の場合にあっては、以下のポイント配分とする。</p> <p>10%以上増・・・・・・ 5ポイント</p> <p>9%以上増・・・・・・ 4ポイント</p> <p>8%以上増・・・・・・ 3ポイント</p> <p>7%以上増・・・・・・ 2ポイント</p> <p>6%以上増・・・・・・ 1ポイント</p> <p>—</p> <p>なお、新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合には、輸出向けの年間出荷量</p> <p>5トン以上・・・・・・ 5ポイント</p> <p>4トン以上・・・・・・ 4ポイント</p> <p>3トン以上・・・・・・ 3ポイント</p> <p>2トン以上・・・・・・ 2ポイント</p> <p>1トン以上・・・・・・ 1ポイント</p> <p>—</p> <p>ただし、ハラール証明の取得を必要とする国への畜産物の輸出を行う場合には、輸出向けの年間出荷量</p> <p>5トン以上・・・・・・ 5ポイント</p> <p>4トン以上・・・・・・ 4ポイント</p> <p>3トン以上・・・・・・ 3ポイント</p> <p>2トン以上・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>者を含む) が直近5年間に農畜産物に関しての輸出実績があること。</p> <p>・・・・・・ 5ポイント</p> <p>②輸出先の求めるGAP認証を取得していること・・・・・・ 4ポイント</p> <p>③HACCP等認定を取得していること・・・・・・ 4ポイント</p> <p>④ハラール認証を取得していること・・・・・・ 4ポイント</p> <p>⑤事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・・・ 3ポイント</p> <p>⑥輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・ 2ポイント</p> <p>⑦輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・ 1ポイント</p> <p>⑧輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること・・・・・・ 1ポイント</p> <p>—</p>
--	--	--	--	--	--	--	---

					<p><u>1トン以上・・・・・・・・1ポイント</u></p> <p><u>・上記に加え、以下の②から⑩までを選択できるものとする。</u></p> <p><u>ただし、ポイントの合計は5ポイントを上限とする。</u></p> <p><u>②輸出先の求めるGAP認証を取得すること・・・・・・・・1ポイント</u></p> <p><u>③HACCP等認定（民間認証を含む。）を取得すること・・・・・・・・1ポイント</u></p> <p><u>④ハラール認証を取得すること・・・・・・・・1ポイント</u></p> <p><u>⑤対EU輸出食肉の取扱いについて（平成25年3月29日食安発0329第8号・24消安第6381号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費安全局長通知）により定められた対EU輸出食肉の取扱要綱の動物福祉に関する基準に適合していること・・・・・・・・1ポイント</u></p> <p><u>⑥上記の②から⑤までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること・・・・・・・・1ポイント</u></p> <p><u>※上記のポイントに加え、下記のポイントを加算（ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。）</u></p> <p><u>⑦HACCP認定（民間認証含む。）とハラール認証の両方を取得すること・・・・・・・・1ポイント</u></p> <p><u>⑧施設整備により輸出先国（産地食肉センターの整備であって、EU加盟国に輸出する場合、輸出先国の数にかかわらず、E</u></p>	
--	--	--	--	--	--	--

					<p>Uを1か国としてカウントする。以下同じ。</p> <p>）を追加すること（新規の取組の場合、2か国目以降）</p> <p>.....（1か国につき）1ポイント</p> <p>⑨施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、2品目目以降）</p> <p>.....（1か国につき）1ポイント</p> <p>※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。</p> <p>ただし、畜産物については、4桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。</p> <p>⑩輸出先国開催の商談会等に参加すること</p> <p>.....1ポイント</p> <p>⑪和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン（平成19年3月26日付け18生畜第2676号農林水産省生産局長通知）に基づき、和牛と表示できる牛肉の輸出を含む取組であること</p> <p>.....1ポイント</p> <p>⑫公益社団法人日本食肉格付協会の定める牛枝肉取引規格のA4等級以上の牛肉の輸出を含む取組であること</p> <p>.....1ポイント</p> <p>—</p> <p>※現況値ポイントで②から④及び⑥を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない</p> <p>—</p>	
	<u>削</u> <u>削る</u>		<u>削る</u>	<u>4</u>	<u>①輸出处向け出荷額の増加額</u>	<u>・以下の①から⑧までの中から1つを選択す</u>

<p>る)</p>				<p>2億円以上増・・・・・・・・10ポイント</p> <p>1億円以上増・・・・・・・・9ポイント</p> <p>5,000万円以上増・・・・・・8ポイント</p> <p>2,500万円以上増・・・・・・6ポイント</p> <p>1,000万円以上増・・・・・・4ポイント</p> <p>・上記に加え、以下の②から④までを選択できるものとする。</p> <p>ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。</p> <p>②輸出先の求めるGAP認証を取得すること・・・・・・・・1ポイント</p> <p>③HACCP等認定（民間認証を含む。）を取得すること・・・・・・・・1ポイント</p> <p>④ハラール認証を取得すること・・・・・・・・1ポイント</p> <p>⑤対EU輸出食肉の取扱いについて（平成25年3月29日食安発0329第8号・24消安第6381号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費安全局長通知）により定められた対EU輸出食肉の取扱要綱の動物福祉に関する基準に適合していること・・・・・・・・1ポイント</p> <p>⑥上記の②から⑤までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記のポイントに加え、下記のポイントを加算（ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。）</p> <p>⑦HACCP認定（民間認証含む。）とハラール認証の両方を取得すること</p>	<p>るものとする。</p> <p>①事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直近5年間に農畜産物に関する輸出実績があること・・・・・・・・5ポイント</p> <p>②輸出先の求めるGAP認証を取得していること・・・・・・・・4ポイント</p> <p>③HACCP等認定を取得していること・・・・・・・・4ポイント</p> <p>④ハラール認証を取得していること・・・・・・・・4ポイント</p> <p>⑤事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・・・・・3ポイント</p> <p>⑥輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・・・2ポイント</p> <p>⑦輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・・・1ポイント</p> <p>⑧輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること・・・・・・・・1ポイント</p>
-----------	--	--	--	---	--

						<p>..... 1ポイント</p> <p>⑧施設整備により輸出先国（産地食肉センターの整備であって、EU加盟国に輸出する場合は、輸出先国の数にかかわらず、EUを1か国としてカウントする。以下同じ。）を追加すること（新規の取組の場合、2か国目以降）</p> <p>.....（1か国につき）1ポイント</p> <p>⑨施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、2品目目以降）</p> <p>.....（1か国につき）1ポイント</p> <p>※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。</p> <p>ただし、畜産物については、4桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。</p> <p>⑩輸出先国開催の商談会等に参加すること</p> <p>..... 1ポイント</p> <p>⑪和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン（平成19年3月26日付け18生畜第2676号農林水産省生産局長通知）に基づき、和牛と表示できる牛肉の輸出を含む取組であること..... 1ポイント</p> <p>⑫公益社団法人日本食肉格付協会の定める牛枝肉取引規格のA4等級以上の牛肉の輸出を含む取組であること..... 1ポイント</p> <p>—</p> <p>※現況値ポイントで②から④及び⑥を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない</p> <p>—</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

					<p>畜産物</p>	<p>5 <u>【牛肉・豚肉】</u></p> <p><u>・産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数（牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）を10%以上増加</u></p> <p><u>ただし、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。以下この類別欄において同じ。）以外において事業を実施する場合及びハラール認証（イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造する施設として、ハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。）を取得する場合以外は、目標年度における1日当たりの平均処理頭数が560頭以上であることとする。</u></p> <p><u>30%以上・・・10ポイント</u></p> <p><u>25%以上・・・8ポイント</u></p> <p><u>20%以上・・・6ポイント</u></p> <p><u>15%以上・・・4ポイント</u></p> <p><u>10%以上・・・2ポイント</u></p> <p><u>なお、既に1日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）が1,000頭以上である場合にあっては、以下の成果目標を選択することができるものとする。</u></p>	<p><u>・事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数が560頭以上</u></p> <p><u>（平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日））</u></p> <p><u>1,120頭以上・・・5ポイント</u></p> <p><u>980頭以上・・・4ポイント</u></p> <p><u>840頭以上・・・3ポイント</u></p> <p><u>700頭以上・・・2ポイント</u></p> <p><u>560頭以上・・・1ポイント</u></p> <p><u>又は、</u></p> <p><u>事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数が560頭以上であり、かつ、再編整備を伴う場合・・・5ポイント</u></p> <p><u>ただし、離島において事業を実施する場合は、1日当たりの平均処理頭数が560頭未満であっても1ポイント。</u></p> <p><u>また、ハラール認証の取得に向けた取組をしている場合は1日当たり平均処理頭数が15頭以上</u></p> <p><u>35頭以上・・・5ポイント</u></p> <p><u>30頭以上・・・4ポイント</u></p> <p><u>25頭以上・・・3ポイント</u></p> <p><u>20頭以上・・・2ポイント</u></p> <p><u>15頭以上・・・1ポイント</u></p>
--	--	--	--	--	------------	--	---

					<p>・稼働率を70%以上に増加。ただし、現状の稼働率を下回らないこと。</p> <p>(稼働率=1日当たりの平均処理頭数(肥育豚換算)/1日当たりの処理能力(肥育豚換算))</p> <p>80%以上・・・・・・10ポイント</p> <p>78%以上・・・・・・8ポイント</p> <p>76%以上・・・・・・6ポイント</p> <p>73%以上・・・・・・4ポイント</p> <p>70%以上・・・・・・2ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・新たに取り組む場合にあっては1日当たりの平均処理頭数(肥育豚換算)が1,120頭以上</p> <p>(平均処理頭数=年間処理頭数(肥育豚換算)÷稼働日数(245日))</p> <p>1,680頭以上・・・・・・10ポイント</p> <p>1,540頭以上・・・・・・8ポイント</p> <p>1,400頭以上・・・・・・6ポイント</p> <p>1,260頭以上・・・・・・4ポイント</p> <p>1,120頭以上・・・・・・2ポイント</p>	
	(削る)	(削る)	(削る)	6	<p>【牛肉・豚肉】</p> <p>・産地食肉センターの1頭当たりの部分肉処理コストを5%以上削減(処理コスト:部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、減価償却費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上)。</p> <p>25%以上・・・・・・10ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・8ポイント</p>	<p>・事業を実施する産地食肉センターの1頭当たりの部分肉処理コストが、</p> <p>1 牛の場合</p> <p>21,600円以下・・・・・・5ポイント</p> <p>22,950円以下・・・・・・4ポイント</p> <p>24,300円以下・・・・・・3ポイント</p> <p>25,650円以下・・・・・・2ポイント</p> <p>27,000円以下・・・・・・1ポイント</p>

						<u>15%以上・・・6ポイント</u> <u>10%以上・・・4ポイント</u> <u>5%以上・・・2ポイント</u>	<u>2 豚の場合</u> <u>2,400円以下・・・5ポイント</u> <u>2,550円以下・・・4ポイント</u> <u>2,700円以下・・・3ポイント</u> <u>2,850円以下・・・2ポイント</u> <u>3,000円以下・・・1ポイント</u>
<u>(削</u> <u>る)</u>	<u>(削る)</u>		<u>(削る)</u>			<u>7 【牛肉・豚肉】</u> <u>・産地食肉センターの部分肉仕向割合を2.5</u> <u>ポイント以上増加</u> <u>12.5ポイント以上・・・10ポイント</u> <u>10.0ポイント以上・・・8ポイント</u> <u>7.5ポイント以上・・・6ポイント</u> <u>5.0ポイント以上・・・4ポイント</u> <u>2.5ポイント以上・・・2ポイント</u>	<u>・事業を実施する産地食肉センターの部分肉</u> <u>仕向割合が、</u> <u>1 牛の場合</u> <u>58.0%以上・・・5ポイント</u> <u>55.5%以上・・・4ポイント</u> <u>53.0%以上・・・3ポイント</u> <u>50.5%以上・・・2ポイント</u> <u>48.0%以上・・・1ポイント</u> <u>2 豚の場合</u> <u>76.0%以上・・・5ポイント</u> <u>73.5%以上・・・4ポイント</u> <u>71.0%以上・・・3ポイント</u> <u>68.5%以上・・・2ポイント</u> <u>66.0%以上・・・1ポイント</u> <u>又は、</u> <u>・ハラール認定の取得に向けた取組を行って</u> <u>いる施設であって、牛専用の施設であること</u> <u>・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント</u>
<u>(削</u> <u>る)</u>	<u>(削る)</u>		<u>(削る)</u>			<u>8 【鶏肉】</u> <u>・鶏もも肉1kg当たりの販売価格を1.0%以</u> <u>上増加</u> <u>10.0%以上・・・10ポイント</u>	<u>・直近3年の鶏もも肉1kgの卸売価格の平均</u> <u>と比較して1.0%以上</u> <u>10.0%以上・・・5ポイント</u>

						<u>7.5%以上・・・8ポイント</u> <u>5.0%以上・・・6ポイント</u> <u>2.5%以上・・・4ポイント</u> <u>1.0%以上・・・2ポイント</u>	<u>7.5%以上・・・4ポイント</u> <u>5.0%以上・・・3ポイント</u> <u>2.5%以上・・・2ポイント</u> <u>1.0%以上・・・1ポイント</u>
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		9	<u>【鶏肉】</u> <u>・受益農家の出荷羽数を1%以上増加</u> <u>10.0%以上・・・10ポイント</u> <u>7.5%以上・・・8ポイント</u> <u>5.0%以上・・・6ポイント</u> <u>2.5%以上・・・4ポイント</u> <u>1.0%以上・・・2ポイント</u>	<u>・受益農家全体の年間出荷羽数が125万羽以上（ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の受益農家の出荷羽数を加えるものとする。）</u> <u>625万羽以上・・・5ポイント</u> <u>500万羽以上・・・4ポイント</u> <u>375万羽以上・・・3ポイント</u> <u>250万羽以上・・・2ポイント</u> <u>125万羽以上・・・1ポイント</u>
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		10	<u>【鶏肉】</u> <u>・1万羽当たり処理・加工コストを1%以上削減</u> <u>10.0%以上・・・10ポイント</u> <u>7.5%以上・・・8ポイント</u> <u>5.0%以上・・・6ポイント</u> <u>2.5%以上・・・4ポイント</u> <u>1.0%以上・・・2ポイント</u>	<u>・生体1kg当たりの平均処理加工費用50円と比較して1.0%以上低い。</u> <u>11.0%以下・・・5ポイント</u> <u>8.5%以下・・・4ポイント</u> <u>6.0%以下・・・3ポイント</u> <u>3.5%以下・・・2ポイント</u> <u>1.0%以下・・・1ポイント</u>
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		11	<u>【鶏卵】</u> <u>・鶏卵1kg当たりの販売価格を1.0%以上増加</u> <u>10.0%以上・・・10ポイント</u> <u>7.5%以上・・・8ポイント</u> <u>5.0%以上・・・6ポイント</u>	<u>・直近6年間の農家販売価格の平均と比較して1.0%以上</u> <u>10.0%以上・・・5ポイント</u> <u>7.5%以上・・・4ポイント</u> <u>5.0%以上・・・3ポイント</u>

						<u>2.5%以上・・・・4ポイント</u> <u>1.0%以上・・・・2ポイント</u>	<u>2.5%以上・・・・2ポイント</u> <u>1.0%以上・・・・1ポイント</u>
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>				<u>12</u> 【鶏卵】 <u>・事業実施主体の鶏卵販売量を1.0%以上増加</u> <u>10.0%以上・・・・10ポイント</u> <u>7.5%以上・・・・8ポイント</u> <u>5.0%以上・・・・6ポイント</u> <u>2.5%以上・・・・4ポイント</u> <u>1.0%以上・・・・2ポイント</u>	<u>・1日当たりの鶏卵販売量が10トン以上（ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の販売量を加えるものとする。）</u> <u>61トン以上・・・・5ポイント</u> <u>48トン以上・・・・4ポイント</u> <u>36トン以上・・・・3ポイント</u> <u>23トン以上・・・・2ポイント</u> <u>10トン以上・・・・1ポイント</u>
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>				<u>13</u> 【鶏卵】 <u>・鶏卵100kg当たり処理コストを1.0%以上削減（処理コスト：労務費、包装資材費、減価償却費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上）</u> <u>10.0%以上・・・・10ポイント</u> <u>7.5%以上・・・・8ポイント</u> <u>5.0%以上・・・・6ポイント</u> <u>2.5%以上・・・・4ポイント</u> <u>1.0%以上・・・・2ポイント</u>	<u>・鶏卵100kg当たりの全国平均処理コスト2,879円より1.0%以上低い。（処理コスト：労務費、包装資材費、減価償却費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上）</u> <u>30.0%以上・・・・5ポイント</u> <u>22.8%以上・・・・4ポイント</u> <u>15.5%以上・・・・3ポイント</u> <u>8.3%以上・・・・2ポイント</u> <u>1.0%以上・・・・1ポイント</u>
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>				<u>14</u> 【鶏卵】 <u>・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合を0.2ポイント以上低減</u> <u>1.0ポイント以上・・・・10ポイント</u> <u>0.8ポイント以上・・・・8ポイント</u> <u>0.6ポイント以上・・・・6ポイント</u> <u>0.4ポイント以上・・・・4ポイント</u>	<u>・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合が2.00%以下</u> <u>1.00%以下・・・・5ポイント</u> <u>1.25%以下・・・・4ポイント</u> <u>1.50%以下・・・・3ポイント</u> <u>1.75%以下・・・・2ポイント</u>

	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)

		0.2ポイント以上・・・・・・2ポイント	2.00%以下・・・・・・1ポイント
15	【牛乳乳製品】 ・乳業施設におけるL L牛乳等や乳製品の販売額を2%以上増加	10%以上・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・2ポイント	・事業を実施する乳業施設における牛乳乳製品の販売額に占めるL L牛乳等や乳製品の販売額の割合が20%以上 50%以上・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・3ポイント 25%以上・・・・・・2ポイント 20%以上・・・・・・1ポイント
16	【牛乳乳製品】 ・乳業施設におけるL L牛乳等や乳製品の製造コストを2%以上削減	10%以上・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・2ポイント	・事業を実施する乳業施設における1日当たりのL L牛乳等や乳製品向け生乳処理量が2トン以上 100トン・・・・・・5ポイント 40トン・・・・・・4ポイント 20トン・・・・・・3ポイント 10トン・・・・・・2ポイント 2トン・・・・・・1ポイント

別表1-2-②（農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備（不特定多数の産地から国産農産物を集荷する場合））

要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(9)の民間事業者が、要領の第1の2の農産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備に取り組む場合は、類別3又は4から1つを必須とし、類別5から8までの中から1つ、合計2つの成果目標を立てるものとする。

なお、目標年度までの輸出向け出荷累計額が概ね国費の投入額に見合う水準となるもの又は輸出向け出荷額若しくは輸出向け出荷量が施設の取扱額若しくは取扱量の概ね1割以上のものに限るものとする。

別表1-2-②（農畜産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備（不特定多数の産地から国産農畜産物を集荷する場合））

要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(9)の民間事業者が、要領の第1の2の農畜産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備に取り組む場合は、類別17又は18から1つを必須とし、類別19から22までの中から1つ、合計2つの成果目標を立てるものとする。

(新設)

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント	メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
耕種作物品目共通	<u>3</u>	① (略) ・上記に加え、以下の②から⑫までを選択できるものとする。 ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。 ②～⑥ (略) <u>(削る)</u> ⑦～⑫ (略)	・以下の①から⑩までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員又は委任管理者を含む）が直近5年間に <u>農産物</u> に関する輸出実績があること ・・・・・・・・5ポイント ②～⑩ (略)	耕種作物品目共通	<u>17</u>	① (略) ・上記に加え、以下の②から⑫までを選択できるものとする。 ただし、ポイントの合計は5ポイントを上限とする。 ②～⑥ (略) <u>※上記のポイントに加え、下記のポイントを加算（ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。）</u> ⑦～⑫ (略)	・以下の①から⑩までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直近5年間に <u>農畜産物</u> に関する輸出実績があること ・・・・・・・・5ポイント ②～⑩ (略)
	<u>4</u>	①～⑥ (略) <u>(削る)</u> ⑦～⑫ (略) ※現況値ポイントで②から⑤まで及び⑦を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。	・以下の①から⑩までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員又は委任管理者を含む）が直近5年間に <u>農産物</u> に関する輸出実績があること。・・・・・・・・5ポイント ②～⑩ (略)		<u>18</u>	①～⑥ (略) <u>※上記のポイントに加え、下記のポイントを加算（ただし、ポイントの合計は25ポイントを上限とする。）</u> ⑦～⑫ (略) ※現況値ポイントで②から⑤及び⑦を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。	・以下の①から⑩までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直近5年間に <u>農畜産物</u> に関する輸出実績があること。・・・・・・・・5ポイント ②～⑩ (略)
土地利用型作物（稲）	<u>5</u>	・以下の①から⑤ <u>まで</u> の中から1つ選択するものとする。 ①～⑤ (略)	・以下の①から③ <u>まで</u> の中から1つ選択するものとする。 ①～③ (略)	土地利用型作物（稲）	<u>19</u>	・以下の①から⑤の中から1つ選択するものとする。 ①～⑤ (略)	・以下の①から③の中から1つ選択するものとする。 ①～③ (略)
畑作物・地域特産物	<u>6</u>	・以下の①～④ <u>まで</u> の中から1つ選択する	・以下の①から④ <u>まで</u> の中から1つ選択する	畑作物・地域特産物	<u>20</u>	・以下の①～④の中から1つ選択するもの	・以下の①から④の中から1つ選択するもの

(茶)		ものとする。 ①～④ (略)	ものとする。 ①～④ (略)
青果物	7	・以下の①から③ <u>まで</u> の中から1つ選択するものとする。 ①～③ (略)	・以下の①から③ <u>まで</u> の中から1つ選択するものとする。 ①～③ (略)
花き	8	・以下の①から④ <u>まで</u> の中から1つ選択するものとする。 ①～④ (略)	・以下の①から③ <u>まで</u> の中から1つ選択するものとする。 ①～③ (略)

(注) (略)

別表2 (農産物等)の輸出拡大に向けた卸売市場施設及び輸出物流拠点施設の整備

達成すべき成果目標基準をいずれか2つまで選択できることとし、1つは【輸出の拡大】から選択するものとする。

メニュー	達成すべき成果目標基準	ポイント	
安全・安心な市場等流通	【環境負荷の軽減】 ・売場施設における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値、浮遊粒子状物質の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値の平均が41.7以下	・指数値の平均が27.4以下・・・・・・7ポイント 27.5～41.7・・・・・・3ポイント	該当する次のいずれか1つ又は2つの加算を行う(1つのメニュー内で達成すべき成果目標基準を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの達成すべき成果目標基準を選択する場合は異なる2つを加算する。)
	【物品鮮度の保持】 ・低温売場販売率(低温売場での販売金額/全売場での販売金額)が低温売場面積率(低温売場面積/全売場面積)を1.8ポイント以上超過(低温卸売場には、輸出物流拠点施設の	・ <u>全売場を低温化する場合・・・・・・7ポイント</u> ・超過ポイント数が4.9以上・・・・・・7ポイント	・中央卸売市場が食品等の流通の合理化及び適正化に関する法律(平成3年法律第59号)第5条第1項に基づく認定を受けた

(茶)		とする。 ①～④ (略)	とする。 ①～④ (略)
青果物	21	・以下の①から③の中から1つ選択するものとする。 ①～③ (略)	・以下の①から③の中から1つ選択するものとする。 ①～③ (略)
花き	22	・以下の①から④の中から1つ選択するものとする。 ①～④ (略)	・以下の①から③の中から1つ選択するものとする。 ①～③ (略)

(注) (略)

別表2 (農畜産物)の輸出拡大に向けた卸売市場施設及び輸出物流拠点施設の整備

達成すべき成果目標基準をいずれか2つまで選択できることとし、1つは【輸出の拡大】から選択するものとする。

メニュー	達成すべき成果目標基準	ポイント	
安全・安心な市場等流通	【環境負荷の軽減】 ・売場施設における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値、浮遊粒子状物質の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値の平均が41.7以下	・指数値の平均が27.4以下・・・・・・7ポイント 27.5～41.7・・・・・・3ポイント	該当する次のいずれか1つ又は2つの加算を行う(1つのメニュー内で達成すべき成果目標基準を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの達成すべき成果目標基準を選択する場合は異なる2つを加算する。)
	【物品鮮度の保持】 ・低温売場販売率(低温売場での販売金額/全売場での販売金額)が低温売場面積率(低温売場面積/全売場面積)を1.8ポイント以上超過(低温卸売場には、輸出物流拠点施設の	・ <u>(新設)</u> ・超過ポイント数が4.9以上・・・・・・7ポイント	・中央卸売市場が食品等の流通の合理化及び適正化に関する法律(平成3年法律第59号)第5条第1項に基づく認定を受けた

<p>荷捌き場の中に設置する低温区画を含む)</p>	<p>1.8～4.8・・・・・・ 3ポイント</p>	<p>食品等流通合理化計画（以下この表において「認定計画」という。）に従って輸出の促進を図るための整備を行う場合・・・・8ポイント</p>	<p>荷捌き場の中に設置する低温区画を含む)</p>	<p>1.8～4.8・・・・・・ 3ポイント</p>	<p>食品等流通合理化計画（以下この表において「認定計画」という。）に従って輸出の促進を図るための整備を行う場合・・・・8ポイント</p>
<p>【物品評価の改善】 ・全国を100とした場合の卸売単価（販売金額／販売数量）の指数値が施設整備前の値を1.2ポイント以上超過 ※ 施設整備市場の卸売単価は青果物では全中央卸売市場の野菜、果物、水産物では全中央卸売市場の生鮮魚、冷凍魚、塩干加工、食肉では全中央卸売市場の牛、豚、花きでは全中央卸売市場の切花、枝もの、鉢ものの取扱金額で加重平均し算出すること。 ・廃棄される物品の量を15.3%以上削減</p>	<p>・超過ポイント数が2.4以上・・・・・・7ポイント 1.2～2.3・・・・・・3ポイント ・廃棄物品量の削減率が39.5%以上・・・・7ポイント 15.3～39.4%・・・・3ポイント</p>	<p><u>(削る)</u> ・輸出促進のための協議会等に参画している場合又は参画予定の場合・・・・8ポイント ・当該市場又は輸出物流拠点施設を経由した輸出計画を策定している又は策定予定の場合・・・・8ポイント ・当該市場を経由した海外への試験輸出の実績がある場合・・・・4ポイント ・当該整備より輸出品目</p>	<p>【物品評価の改善】 ・全国を100とした場合の卸売単価（販売金額／販売数量）の指数値が施設整備前の値を1.2ポイント以上超過 ※ 施設整備市場の卸売単価は青果物では全中央卸売市場の野菜、果物、水産物では全中央卸売市場の生鮮魚、冷凍魚、塩干加工、食肉では全中央卸売市場の切花、枝もの、鉢ものの取扱金額で加重平均し算出すること。 ・廃棄される物品の量を15.3%以上削減</p>	<p>・超過ポイント数が2.4以上・・・・・・7ポイント 1.2～2.3・・・・・・3ポイント ・廃棄物品量の削減率が39.5%以上・・・・7ポイント 15.3～39.4%・・・・3ポイント</p>	<p><u>・出荷者及び実需者と連携し卸売市場品質・衛生管理高度化マニュアルに基づく規範に即した取り組みを実施している場合又は実施することが確実である場合・・・・8ポイント</u> ・輸出促進のための協議会等に参画している場合又は参画予定の場合・・・・8ポイント ・当該市場又は輸出物流拠点施設を経由した輸出計画を策定している又は策定予定の場合・・・・8ポイント ・当該市場を経由した海外への試験輸出の実績がある場合・・・・4ポイント ・当該整備より輸出品目</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(削る)</u> ・当該市場を経由した海外への試験輸出の実績がある場合・・・・4ポイント ・当該整備より輸出品目</p>	<p>【品質・衛生管理の高度化】 <u>・卸売市場品質・衛生管理高度化マニュアルに基づく規範の策定及び実施（輸出物流拠点施設についても当該マニュアルに準じた規範の策定及び実施をするものとする。）</u></p>	<p><u>・卸売業者、仲卸業者及び物流業者が取り組む品質・衛生管理についての規範を策定・・・・・・7ポイント</u></p>	<p><u>・卸売業者、仲卸業者及び物流業者が取り組む品質・衛生管理についての規範を策定・・・・・・7ポイント</u> ・当該市場を経由した海外への試験輸出の実績がある場合・・・・4ポイント ・当該整備より輸出品目</p>

			<p>を追加（新規の取組の場合、2品目以上）する場合・・・4ポイント</p> <p>・輸出対象品目に係るPR活動を実施している又は実施予定の場合・・・4ポイント</p> <p>・予定輸出先国における需要調査を実施している又は実施予定の場合・・・4ポイント</p>				<p>を追加（新規の取組の場合、2品目以上）する場合・・・4ポイント</p> <p>・輸出対象品目に係るPR活動を実施している又は実施予定の場合・・・4ポイント</p> <p>・予定輸出先国における需要調査を実施している又は実施予定の場合・・・4ポイント</p>
効率的な市場等流通	<p>【集荷力の向上】</p> <p>・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過</p>	<p>・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント</p>	<p>該当する次のいずれか1つ又は2つの加算を行う（1つのメニュー内で達成すべき成果目標基準を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの達成すべき成果目標基準を選択する場合は異なる2つを加算する。）。</p> <p>・中央卸売市場が食品等の流通の合理化及び適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画（以下この表において「認定計画」という。）に従って輸</p>	効率的な市場等流通	<p>【集荷力の向上】</p> <p>・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過</p>	<p>・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント</p>	<p>該当する次のいずれか1つ又は2つの加算を行う（1つのメニュー内で達成すべき成果目標基準を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの達成すべき成果目標基準を選択する場合は異なる2つを加算する。）。</p> <p>・中央卸売市場が食品等の流通の合理化及び適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画（以下この表において「認定計画」という。）に従って輸</p>
	<p>【物流の迅速化】</p> <p>・単位重量当たり作業時間を1.2%以上短縮</p>	<p>・作業時間の短縮率が 8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント</p>			<p>【物流の迅速化】</p> <p>・単位重量当たり作業時間を1.2%以上短縮</p>	<p>・作業時間の短縮率が 8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント</p>	
	<p>【物流コスト等の削減】</p> <p>・物流コストを1.1%以上削減</p>	<p>・物流コストの削減率が 1.9%以上・・・7ポイント</p>			<p>【物流コスト等の削減】</p> <p>・物流コストを1.1%以上削減</p>	<p>・物流コストの削減率が 1.9%以上・・・7ポイント</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・残品・残さ、包装容器の処理コストを1.2%以上削減 ・施設の維持管理コストを1.3%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> 1.1~1.8%・・・3ポイント ・処理コストの削減率が8.1%以上・・・7ポイント 1.2~8.0%・・・3ポイント ・維持管理コストの削減率が14.2%以上・・・7ポイント 1.3~14.1%・・・3ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 出の促進を図るための整備を行う場合・・・8ポイント ・輸出促進のための協議会等に参画している場合又は参画予定の場合・・・8ポイント ・当該市場又は輸出物流拠点施設を経由した輸出計画を策定している又は策定予定の場合・・・8ポイント 		<ul style="list-style-type: none"> ・残品・残さ、包装容器の処理コストを1.2%以上削減 ・施設の維持管理コストを1.3%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> 1.1~1.8%・・・3ポイント ・処理コストの削減率が8.1%以上・・・7ポイント 1.2~8.0%・・・3ポイント ・維持管理コストの削減率が14.2%以上・・・7ポイント 1.3~14.1%・・・3ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 出の促進を図るための整備を行う場合・・・8ポイント ・輸出促進のための協議会等に参画している場合又は参画予定の場合・・・8ポイント ・当該市場又は輸出物流拠点施設を経由した輸出計画を策定している又は策定予定の場合・・・8ポイント
<p>【輸出の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規取組又は過去3年間で輸出実績が無い場合は、当該市場における目標年度の取扱金額に占める輸出向け金額の割合が5%以上 <u>(目標年度における輸出金額が国費の投入額を下回る事業は採択しないものとする。)</u> ・既に輸出実績がある場合は、目標年度における輸出金額1億円以上、かつ、目標年度における輸出金額が推計値(過去の複数年度における輸出金額を基に算定する目標年度の推計値とする)又は過去の輸出実績の最高値のいずれか高い値の1.5倍以上超過 	<ul style="list-style-type: none"> ・割合が15%以上・・・7ポイント 5~14.9%・・・3ポイント ・超過率が2.0倍以上・・・7ポイント 1.5倍~1.99倍・・・3ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市場を経由した海外への試験輸出の実績がある場合・・・4ポイント ・当該整備により輸出品目を追加(新規の取組の場合、2品目以上)する場合・・・4ポイント ・輸出対象品目に係るPR活動を実施している又は実施予定の場合・・・4ポイント ・予定輸出先国における需要調査を実施している又は実施予定の場合・・・4ポイント 		<p>【輸出の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規取組又は過去3年間で輸出実績が無い場合は、当該市場における目標年度の取扱金額に占める輸出向け金額の割合が5%以上 ・既に輸出実績がある場合は、目標年度における輸出金額1億円以上、かつ、目標年度における輸出金額が推計値(過去の複数年度における輸出金額を基に算定する目標年度の推計値とする)又は過去の輸出実績の最高値のいずれか高い値の1.5倍以上超過 	<ul style="list-style-type: none"> ・割合が15%以上・・・7ポイント 5~14.9%・・・3ポイント ・超過率が2.0倍以上・・・7ポイント 1.5倍~1.99倍・・・3ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市場を経由した海外への試験輸出の実績がある場合・・・4ポイント ・当該整備により輸出品目を追加(新規の取組の場合、2品目以上)する場合・・・4ポイント ・輸出対象品目に係るPR活動を実施している又は実施予定の場合・・・4ポイント ・予定輸出先国における需要調査を実施している又は実施予定の場合・・・4ポイント

	<u>(目標年度における輸出金額が国費の投入額を下回る事業は、採択しないものとする。)</u>		ト
--	---	--	---

別表3 (都道府県加算ポイント)
(略)

別表4 (輸出産地リスト化加算ポイント)

別表1-1から別表2までに定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。ただし、別表1-1から別表4までのポイントの合計は33ポイントを上限とする。

加算ポイントの内容
「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定)に基づき輸出産地としてリスト化された産地の施設整備である場合は、 <u>1</u> ポイントを加算できるものとする。

別表5 (卸売市場等における品質・衛生管理の高度化の取組による加算ポイント)

別表2に定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。ただし、別表1-1から別表5までのポイントの合計は33ポイントを上限とする。

<u>卸売市場等における品質・衛生管理の高度化の取組による加算ポイントの内容</u>
<u>卸売市場品質・衛生管理高度化マニュアルに基づく規範を事前に策定し、地方農政局長等の確認を受けている場合は、1ポイントを加算できるものとする。</u>

			ト
--	--	--	---

別表3 (都道府県加算ポイント)
(略)

別表4 (輸出事業計画(GFPグローバル産地計画)連携加算ポイント)

別表1-1から別表2までに定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。ただし、別表1-1から別表4までのポイントの合計は35ポイントを上限とする。

<u>GFPグローバル産地計画策定による加算ポイントの内容</u>
<u>輸出事業計画(GFPグローバル産地計画)の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づき認定された、輸出事業計画(GFPグローバル産地計画)に定められた施設整備の取組である場合は、3ポイントを加算できるものとする。</u>
<u>または、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定)に基づき輸出産地としてリスト化された産地の施設整備である場合は、2ポイントを加算できるものとする。</u>

(新設)